省　令

○財務省、文部科学省、経済産業省、環境省令第二号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、及び特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）を実施するため、エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

財務大臣　安住　淳
文部科学大臣　平野　博文
経済産業大臣　枝野　幸男
環境大臣　細野　豪志

エネルギー対策特別会計事務取扱規則の一部を改正する省令

エネルギー対策特別会計事務取扱規則（平成十九年財務省文部科学省経済産業省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第四借方科目の項中「電源利用対策財源一般会計より受入」の次に「原子力安全規制対策財源一般会計より受入」を加え、同表貸方科目の項中「電源立地対策原子力安全規制対策費」を「原子力安全規制対策費」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行前に行ったこの省令の規定による改正前のエネルギー対策特別会計事務取扱規則の規定による事務の取扱いについては、なお従前の例による。

○文部科学省令第三十二号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日　文部科学大臣　平野　博文

原子力規制委員会設置法の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令

（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則の一部改正）

第一条　試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

本則（第三条の八、第三条の十二及び第三条の十三を除く。）中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に、「文部科学省令」を「原子力規制委員会規則」に改める。

第一条中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）第二十三条第一項第三号及び第五号に」を「次に」に改め、同条に次の各号を加える。

一　試験研究の用に供する原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第一条第一号又は第二号に該当するもの及び船舶に設置するものを除く。）

二　船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉（減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉圧力容器の外部にあるものをいう。）であつて研究開発段階にあるもの（発電の用に供するものを除く。）

第一条の三第一項中「法」を「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「法」という。）」に改め、同条第二項中「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号。以下「令」という。）第十一条第二項」を「令第十二条第二項」に改め、同条第三項中「副本二通」を「副本三通」に改める。

第二条第三項中「副本二通」を「副本三通」に改める。

第二条第四項を削り、同条第五項中「及び副本各」を削り、同項を同条第四項とする。

第二条の二第三項を削り、同条第四項中「及び副本各」を削り、同項を同条第三項とする。

第二条の三第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「副本二通」を「副本一通」に改め、同項を同条第三項とする。

第二条の六中「行ない」を「行い」に改める。

第三条の八第一項から第四項までを削り、同条第五項中「機構が行う法第二十八条の二第一項の」を「法第二十八条の二第一項の規定により前条に規定する原子炉施設の溶接について」に改め、「規定する」の下に「独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）の」を加え、同項を同条とする。

第三条の十一第一項第五号中「溶接施行方法」を「溶接部の設計及び溶接施行法（以下「溶接施行方法」という。）」に改める。

第三条の十二第一項から第四項までを削り、同条第五項中「機構が行う法第二十八条の二第四項の」を「法第二十八条の二第四項の規定により溶接をした第三条の七に規定する原子炉施設であつて輸入したものの当該溶接について」に改め、「規定する」の下に「機構の」を加え、同項を同条とする。

第三条の十三中「文部科学大臣又は」を削る。

第三条の十五第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に、「副本二通」を「副本一通」に改め、同項を同条第三項とする。

第四条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「前項」に改め、「及び副本」を削り、同項を同条第四項とする。

第五条第三項中「正本及び副本一通」を「正本一通及び副本二通」に改める。

第十四条の三第一項の表六の項中「第二条第三号」を「第三条第三号」に改め、同表十の項中「第二条第一号イ、第二号又は第三号」を「第三条第一号イ、第二号又は第三号」に改め、同表十一の項中「第二条第二号又は第三号」を「第三条第二号又は第三号」に改め、同条第二項第十九号チ中「第二条第一号イ、ロ及びホ」を「第三条第一号イ、ロ及びホ」に改める。

第十五条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「副本二通」を「副本一通」に改め、同項を同条第二項とする。

第十六条第二項を削り、同条第三項中「及び副本」を削り、同項を同条第二項とする。

第十六条の二第二項第一号を次のように改める。

一　第一条第二号に掲げる原子炉

第十六条の十四第二項を削る。

第十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、「及び副本各」を削り、同項を同条第二項とする。

第十九条中「正本及び副本各一通」を「正本一通及び写し二通」に改める。

様式第一、様式第二及び様式第二の二表面中「文部科学大臣」を「原子力規制委員会」に改める。

様式第二の二裏面中「経済産業大臣の指定する」を「原子力規制委員会の指定する」に、「経済産業省令で定める」を「原子力規制委員会規則で定める」に、「主務省令で定める」を「原子力規制委員会規則で定める」に、「主務大臣が定期に」を「原子力規制委員会が定期に」に、「「第37条第5項」と、「経済産業大臣」とあるのは「第23条第2項に規定する主務大臣」と、「経済産業省令」とあるのは「第27条第1項に規定する主務省令」」を「、「第37条第5項」」に、「又は第56条の3第6項」を「、第56条の3第6項又は第64条の3第8項」に改める。